

保護者様

藤沢市教育委員会

臨時休校中に居場所として学校に来る児童生徒の
健康面に関する受け入れ基準の**変更**について（お知らせ）

藤沢市立学校の休校期間中の子どもの居場所に受け入れる基準は、保健所への相談・受診の目安を活用しています。このたび、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」が見直されたため、次のとおり、子供の居場所の受け入れ基準を見直します。

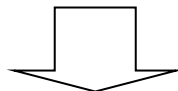
臨時休業中に学校を利用する際には、感染拡大防止のため健康管理に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

「2020年4月28日掲示 臨時休校中に居場所として学校に来る児童生徒の健康面に関する受け入れ基準について（お知らせ）」から

2 次の場合は、受け入れできませんので、学校に欠席の連絡をしてください。

【変更前】

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ③ 児童生徒が濃厚接触者となった場合（疑いを含む）、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を受け入れ停止とする



【変更後】

- ① 風邪の症状や発熱がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）
発熱の基準
37.0度以上の場合。
または、平熱より0.5度以上高くかつだるい、食欲不振、嘔気などの体調不良がある場合。
なお、小学校1年生から3年生は、37.5度以上の場合。
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ③ 児童生徒が濃厚接触者となった場合（疑いを含む）、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を受け入れ停止とする

以上